

前橋市立図書館資料の除籍及び保存に関する基準

(目的)

- 1 この基準は、前橋市立図書館が所蔵する資料の除籍及び保存に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

- 2 新鮮で魅力ある蔵書状態を維持し、利用効率及び配架効率を高めるため、資料の除籍を行うとともに、将来にわたり必要な資料の保存に努める。

(除籍の基準)

- 3 除籍の基準は、次のとおりとする。

- (1) 汚破損が著しく、以後の利用が不適当な資料
- (2) 利用頻度の低下した複本等
- (3) 新版、改訂版又は同種の資料の購入により、代替することができる資料
- (4) 時間の経過とともに資料的価値が低下し、保存の必要が認められない資料
- (5) 蔵書点検等で所在不明を確認した後、5年が経過した資料
- (6) 災害その他やむを得ない事由により、回収することができない資料
- (7) 貸出資料のうち督促等を行った後、一定期間を経過しても回収することのできないもの
- (8) 新聞・雑誌等の逐次刊行物で、定められた保存年限を経過した資料

(別表1、別表2)

(保存の基準)

- 4 保存の基準は、次のとおりとする。(別表3)

- (1) 各分野の基本図書として将来も利用が予測される資料
- (2) 記述内容の新旧にかかわらず、資料的価値を失わないもの又は歴史的価値を有するもの
- (3) 類書が少ない主題又は刊行頻度の少ない主題の資料
- (4) 前橋市に関連する資料
- (5) その他館長が保存の必要を認める資料

(資料除籍の手続)

- 5 除籍する資料は、館長が指名する職員で構成する資料選定委員会で選定し、館長が決定する。

(除籍資料の処分)

- 6 除籍資料(視聴覚資料の映像資料及び新聞を除く)は、他の公的機関等への贈呈、市民向けリサイクルへの提供等、有効活用を図ることを基本とする。

(その他)

- 7 この基準に定めるもののほか必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成27年2月17日から施行する。
- 2 前橋市立図書館資料再選定基準は、廃止する。
- 3 平成30年4月2日 一部改正
- 4 令和元年7月2日 一部改正
- 5 令和2年11月12日 一部改正
- 6 令和4年6月7日 一部改正

別表 1

【新聞の保存年限】 ※当月含む ● = 寄贈新聞

保存年限	種別	所蔵館	新聞紙名	
2 か月	新聞	本館	教育学術新聞● 公明新聞● 宗教新聞● しんぶん赤旗●	聖教新聞● 全国商工新聞● 福島民友新聞●
		分館	各種新聞	
2 か月 (発行後 6 か月 経過したもの)	新聞	本館	茨城新聞● 神奈川新聞● 埼玉新聞● 信濃毎日新聞● 下野新聞●	千葉日報● 新潟日報● 福島民報● 山梨日日新聞●
3 か月	新聞	本館	The Japan Times スポーツニッポン	日刊スポーツ 日経流通新聞
1 年	新聞	本館	朝日新聞(朝刊) 朝日新聞(夕刊) 産経新聞 上毛新聞 東京新聞 日刊工業新聞 日経産業新聞	日本経済新聞(朝刊) 日本経済新聞(夕刊) 毎日新聞(朝刊) 毎日新聞(夕刊) 読売新聞(朝刊) 読売新聞(夕刊)
		こども図書館	各種新聞	
永年保存	製本新聞	本館 (郷土資料室)	朝日新聞(群馬版) ぐんま経済新聞 群馬建設新聞 産経新聞(群馬版)	上毛新聞 東京新聞(群馬版) 毎日新聞(群馬版) 読売新聞(群馬版)

別表 2

【雑誌の保存年限】 ※当月含む

保存年限	雑誌の種類、誌名
3 か月	週刊誌
6 か月	隔週刊、月 2 回刊、旬刊等
1 年	月刊、隔月、季刊等、年 1 0 回刊、年 5 回刊
5 年以上	群像、芸術新潮、現代詩手帖、思想、ジュリスト、新潮、世界、短歌、中央公論、俳句
永年保存	図書館界、図書館雑誌、現代の図書館

別表 3

【図書 of 保存年限】

保存年限	概念
長期保存	<p>概ね 1 0 年以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記述内容の新旧にかかわらず、各分野の古典（基礎的）として評価され、将来も利用が予測されるもの ・ 歴史的な内容を持ち、保存により資料的価値が見込まれるもの ・ 群馬県内の図書館との協議、取り決めなどにより保存が決定したもの ・ 全国の公共図書館等に所蔵がないもの
中期保存	<p>概ね 7 年から 9 年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 類書が少ない主題のものや所蔵している資料で代用できない入手困難なもの ・ 県内の図書館のいずれかに資料があり長期保存の必要がないもの
短期保存	<p>概ね 3 年から 6 年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間の経過により記述内容が合わなくなり、資料的価値が下がったもの ・ 趣味や娯楽の実用書などで、同種の新しい資料で代替できるもの